

(3) EU

①制度概要と近年の動向

■制度化の経緯

1986年に、欧州連合（EU）の行政府機能を果たしている欧州委員会（European Commission）において新規予算事業の事前評価制度を導入するタイミングで新規法案が産業界にもたらす影響に関する事前評価（BIA：Business Impact Assessment）を行い、その評価書を添付することが要請されている。このほかにも、1990年代には環境・健康・消費者保護・ジェンダー・貿易等に対する「セクター別影響評価」が開発・導入されていた。

BIA制度はある一定の機能を果たしたと評価される一方で、時代の変遷とともにその課題・限界が呈されてきたこともあり、2000年9月から2002年2月にかけてBIAパイロットプロジェクトが組成され、見直しに向けた検討がなされた。ここでの議論を基にして、2003年にこれまでそれぞれのセクター別で行われてきた評価制度を統合する形で、現在の「影響評価（Impact Assessment）」が導入されることとなった。ここでは、欧州委員会の全ての主要政策の企画立案について、効率性、有効性、一貫性の観点からその品質を改善することを目的として、政策案と想定される代替案との間で、措置がもたらす正負の影響を明らかにすることとされている。

EUにおけるRIA¹⁷の実施根拠は、具体的には、2002年5月に公表された欧州委員会通達「より良い規制に向けたアクションプラン（COM（2002）278）」の一部として同様に出された通達（COM（2002）276）に依拠している。その個別具体的な評価項目・評価手法等については別途作成されているRIAガイドライン（2005年6月策定、2006年3月改訂）で規定されている。

■RIAの対象となる規制

欧州委員会における「規制影響分析」は、規制案を中心的な対象としつつも、年次の優先事項を整理する文書である「作業プログラム Work Programme（WP）」の掲載対象となる政策案がすべてその対象となっている。この「作業プログラム」への掲載対象となるのは、以下のように、当該年次に欧州委員会にて検討する予定の規制案、及び（規制案でなくても）経済的・社会的・環境的なインパクトを伴う政策案等である。ただし、優先度の観点で「作業プログラム」には掲載されなかった政策案であっても、その後の状況の変化等により優先度が高くなり早期に検討が行われる場合には、「規制影響分析」の対象となる。また2006年の改革により、「作業プログラム」に掲載されていない政策案であっても、新設された「規制影響分析委員会」の勧告によって、「規制影響分析」の対

¹⁷ EUにおける規制影響分析の正式名称は「影響分析（Impact Assessment）」であるが、ここでは一般総称として「RIA」を用いている。

象とされうる。

この数年間（2003年9月以降）、欧州委員会の各総局（DG）が作成したRIAは年間約60～70件で推移し、2006年末の段階で200本弱の実施実績があったが、2007年にはその数が急増している。

図表 「作業プログラム」の掲載対象となる政策案

- ・すべての規制案
- ・それ以外の発議で経済的、社会的、環境的なインパクトを伴うもの
- ・政策変更に関する発議（ホワイトペーパー、国際協定に関する交渉ガイドライン、等）

資料）European Commission（2005）、*Impact Assessment Guidelines*（2006年3月改訂版）

図表 規制影響分析の実施数

2005	2006	2007
73	68	122

資料）欧州委員会ホームページ

注）2007年は報告書作成段階の数値

■RIAの実施フェーズ

欧州委員会の「規制影響分析」は3段階（フェーズ）にて実施されている。具体的に3段階（フェーズ）とは、

【第1フェーズ】「規制影響分析」実施段階

⇒ 【第2フェーズ】政策案への意思決定段階

⇒ 【第3フェーズ】結果の送付・公表段階

である。以下は、その具体的な実施プロセスである（欧州委員会の資料に一部加筆修正して作成）。このうち、【第2フェーズ】にて網かけを施している「規制影響分析委員会（IAB）」は、2006年の改革によって新たに設置されたものである。

図表 「規制影響分析」の実施プロセス

<第1フェーズ>

「規制影響分析」を実施する政策案の「戦略計画及びプログラム（SPP）」
サイクルへの組み込み

- 対象政策案に関する「ロードマップ（Roadmap）」の作成
- 対象政策案の「年次政策戦略（APS）」及び「作業プログラム（WP）」への掲載

「総局間運営グループ（ISG）」の設置

- 分野横断的な性質をもつ発議に対しては必ず設置
- 設置の際、事務総局戦略計画・企画部（SG.C.1）は必ず参加
- 非設置の場合は、「ロードマップ」にて理由を説明

「コンサルテーション」の実施

- 利害関係者及び専門家とのコンサルテーション

「規制影響分析」の実施（①分析）

<第2 フェーズ>

「規制影響分析」の実施（②「規制影響分析」報告書案の作成）

- 発議が取り下げられる場合にも、報告書案を作成

「規制影響分析」報告書案の「規制影響分析委員会（IAB）」への提出

- 「総局間コンサルテーション」開始の最低 1 か月前までに提出
- （IAB の活動の詳細は、下記にて別途説明）

「部局間コンサルテーション」の実施（「規制影響分析」は政策案に添付）

- コンサルテーションに付す「説明文書」に、規制影響分析の概要を示す

「規制影響分析」の特定欧州委員グループによる検討（同上）

- 実施されることがある（例：委員競争カグループ）

「規制影響分析」の欧州委員協議会（合議体）への提出（同上）

- 欧州委員会としての意思決定に付される

<第3 フェーズ>

「規制影響分析」報告書その他機関への送付（政策案に添付）

- 記者発表の際には、「規制影響分析」にも言及

最終報告書の欧州委員会事務総局による公表（インターネット等）

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines* (2006年3月改訂版) を基に一部加筆。

【第1フェーズ】

主要な「規制影響分析」は、早期からその実施のスケジュール及び資源配分を計画立てておく必要があるため、対象となる政策案を、欧州委員会の「戦略計画及びプログラム」(Strategic Planning and Programming : SPP) の体系(サイクル)の中に位置づけることが求められる。具体的には、各総局はその推進する政策案のうち、「作業プログラム」の掲載対象となるものについて、「ロードマップ」を作成するとともに、「年次政策戦略」(Annual Policy Strategy : APS) 及び「作業プログラム」に掲載する。

各総局にてまず作成される「ロードマップ」は、2005年改革までは「事前規制影響分析(Preliminary Impact Assessment)」という名称にて実施されてきたものであり、政策の背景・必要性及び規制影響分析の実施方針(その段階にて入手済みの情報の整理を含む)等を、最大で5頁以内にて整理するものである。「ロードマップ」は、以下の様式に沿って作成することが求められる(なお、「ロードマップ」のうち、前段のパートIは、「作業プログラム」作成段階でインターネットにて公表され、また後段のパートIIは、公表されずに委員会内部でのみ使用される)。

図表 「ロードマップ」の様式

<u>ロードマップ</u>	
政策案のタイトル	：
担当総局/担当者	：
政策案の採択予定日	：
パートI 「規制影響分析」の事前スクリーニングと今後の作業計画 (「作業プログラム」作成段階で、インターネットにて公表)	
A. 「規制影響分析」の事前スクリーニング	
・ 主要な問題は何か? その問題は、加盟国による政策のみで十分に解決することができそうか? (「補完性原則」-必要性のテスト)	
・ 主要な政策目標は何か?	
・ どのような政策代替案があるか? どのような規制・非規制手段が考えられるか?	
・ 各代替案について、どのようなインパクトが予想されるか? また誰が影響を受けるか? どのインパクトについて更なる分析が必要か?	

B. 「規制影響分析」の作業計画

- ・ すでにある情報・データは何か？ どのような情報を新たに収集する必要があるか？ いつまでに、またどのように情報を収集するか（例：組織内で対応するか、あるいは外部委託するか）？ どのような種類・水準の分析を実施するか（「比例原則（相応原則）」）
- ・ いつ、どの利害関係者・専門家にどのようなコンサルテーションを行うか？
- ・ 「総局間運営グループ」（ISG）を組織するか？

パートⅡ より詳細な計画（時間・リソース等）

（欧州委員会内部のみにて使用）

C. スケジュール

- ・ いつ「規制影響分析」を開始するか？
- ・ 「総局間運営グループ」を組織する場合は、いつ組織するか？ どの総局を招くか？ どの位の頻度で会議を行うか？（「総局間運営グループ」は、主要な分野横断的な政策案については必ず組織し、それ以外の場合でもできるだけ組織する。グループを組織しない場合には、その理由を記述する。）
- ・ （分析調査、情報収集等を）外部に委託する場合、その調達プロセスと委託の予定時期はいつか？
- ・ 「総局間コンサルテーション」（政策案と「規制影響分析」報告書案が対象）の実施予定時期はいつか？ 開始時期は？ 終了時期は？
- ・ 政策案、及び「規制影響分析」報告書をいつ翻訳総局に提出するか？¹⁸
- ・ 政策案と「規制影響分析」報告書を、いつ事務総局文書登録課（Grefte）に提出するか？
- ・ 政策案の承認予定日はいつか？ どのような手続が予想されるか（口頭か文書か）？

D. リソース

- ・ 「規制影響分析」と政策案の作成のために、どのような人的・財的な資源が確保されているか？

資料） European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines: Annex* (2006年3月改訂版) に一部加筆

¹⁸ 「規制影響分析」報告書は、欧州委員会におけるスタッフの作業文書と位置付けられており、そのような位置付けの文書は通常は翻訳されないが、2006年9月以降は、同報告書の要約部分が欧州連合のすべての公用語に翻訳されるようになった。

次いで、各総局は、「総局間運営グループ」(Inter-Service Steering Groups : ISG) の設置を検討する。この総局間運営グループは、「政策案の検討の早期から専門的なインプットを行うこと」「広い視野を踏まえた検討を可能とすること」及び「『総局間コンサルテーション』(第2フェーズ)での合意形成を容易にすること」が、その設置の目的である。政策案が分野横断的な性質を有する場合には、必ずこのグループを設置することが求められる。また政策案がそのような性質を持たない場合にも、グループの設置が推奨される。グループが設置される場合には、欧州委員会の「事務総局戦略計画・企画部(SG.C.1)」は必ず当該グループに参加する。なお、グループが設置されない場合には、上記「ロードマップ」にてその理由を説明すること、及び「事務総局戦略計画・企画部(SG.C.1)」に対して逐次に状況報告をすることが求められる。

そしてこの段階で、利害関係者及び専門家に対する「コンサルテーション」を、以下のような基本的な枠組みの下で実施することが要請される。

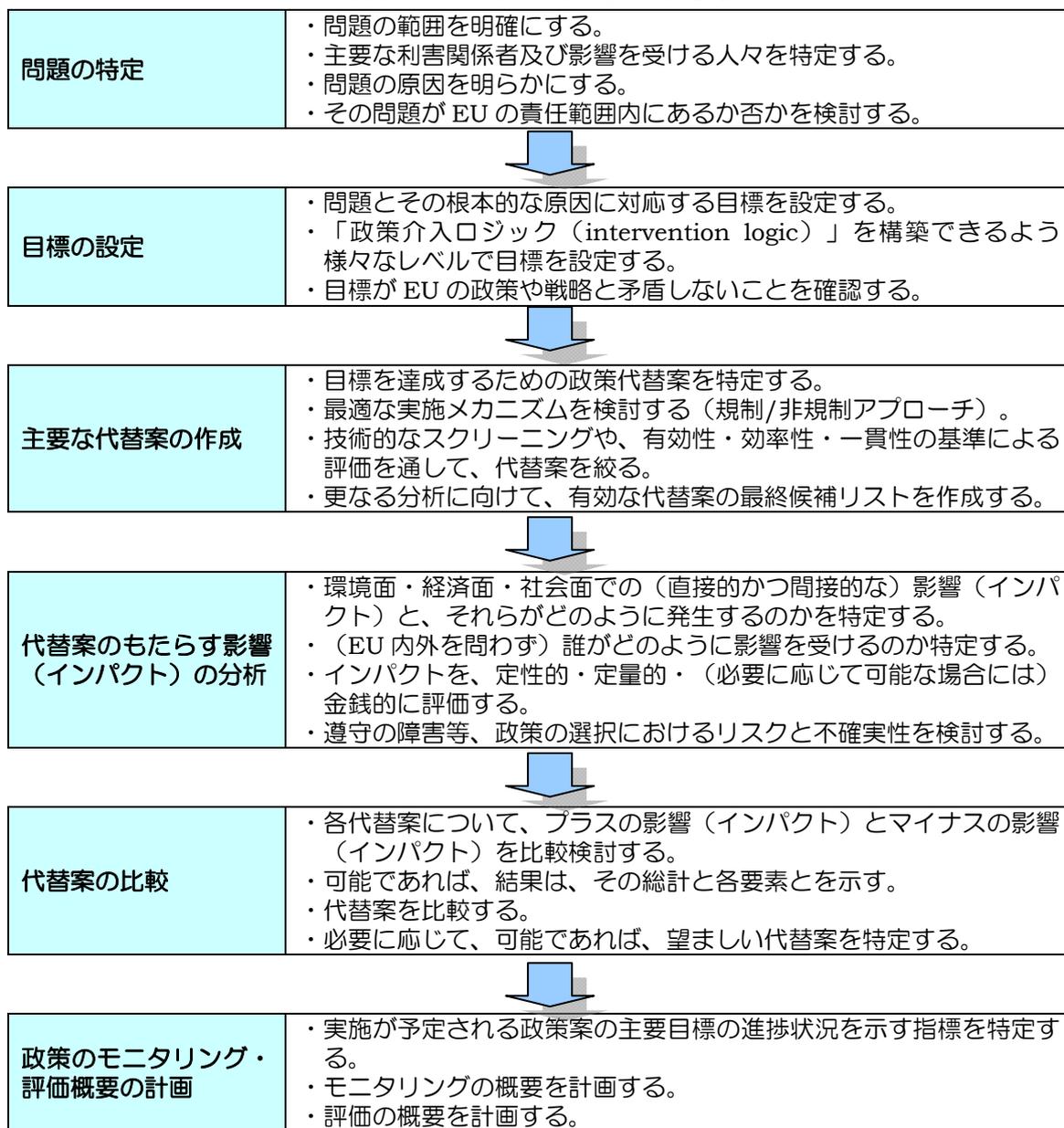
図表 「コンサルテーション」の枠組み

項目	概要
コンサルテーションの目的	○状況に応じて、個別に明確化する。 ・新アイデアの発見(ブレイン・ストーミング) ・影響(インパクト)の特定 ・データの収集 ・仮説の検証 / 等
コンサルテーションの実施対象	○状況に応じて、個別に明確化する。 ・政策案 ・「規制影響分析」(全体、もしくは各構成要素)
コンサルテーションの方法	○目的に照らして、適切な方法を選択する。 ・諮問委員会、専門家委員会、公聴会、インターネットによるコンサルテーション、アンケート、グループインタビュー(Focus Group)、セミナー、ワークショップ / 等
コンサルテーションの実施時期	○政策形成過程への効果を最大化させるためには、「できる限り早いタイミング」に、コンサルテーションを開始することが重要である。 ○必要に応じて複数回を実施する。
コンサルテーションの期間	○事前に十分な時間を設定することが重要である。 ・書面による場合： 少なくとも8週間 ・会議の場合： 少なくとも20営業日前に通知 / 等

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines* (2006年3月改訂版)

そしてこのような「コンサルテーション」の結果も駆使しながら、各総局は、「規制影響分析」の分析を実施する。一般的に、以下のような分析の進め方が想定されている。

図表 「規制影響分析」の進め方



資料) European Commission (2005) , *Impact Assessment Guidelines* (2006 年 3 月改訂版)

【第2フェーズ～第3フェーズ】

「規制影響分析」そのものを実施を経て、その報告書が作成される段階から第2フェーズに移行することとなる。この「規制影響分析」報告書は、以下のような様式に沿って全体で30頁以内にて簡潔に作成することが、「規制影響分析ガイドライン」にて要請されている。「規制影響分析」を実施した結果として、政策案の提出が見送られるような場合にも、この「規制影響分析」報告書が作成される必要があり、その際も本様式に従うことが求められる。

そしてこの報告書は、専門家ではない読者にも分かりやすいように、簡潔に、また図表も駆使して作成し、読者が代替案ごとの影響（良い影響、及び悪い影響）を容易に理解できることが重視される。

なお「規制影響分析」に、何らかの仮定や不確実性がある場合には、それらをこの報告書に明記することが求められる。また、技術的な詳細や関連書類を付属書として添付することが求められる。

図表 「規制影響分析」報告書の様式

担当総局：
その他の参加総局：
参照すべき計画・WP：
・要約：
・セクション1： 手続と利害関係者とのコンサルテーション
・セクション2： 問題の定義
・セクション3： 目標
・セクション4： 代替案
・セクション5： 影響（インパクト）の分析
・セクション6： 代替案の比較
・セクション7： モニタリングと評価

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines: Annex* (2006年3月改訂版)

このように作成された「規制影響分析報告書」の案は、次に「規制影響分析委員会」（IAB）に提出され、そこで分析内容等に関する審査を受けることとなる。この「規制影響分析委員会」では、政策案そのものではなく、「規制影響分析」の質が審査される（「規制影響分析委員会」による審査の視点・方法等に関しては後述）。各総局は、その次のステップとなる「総局間コンサルテーション（Inter-Section Consultation：ISC）」を実施する遅くとも 1 か月前までに、この「規制影響分析」報告書案を同委員会に提出することが求められる。

同委員会による審査の結果（勧告）を反映した「規制影響分析」報告書（修正版）は、次に、政策案とともに、欧州委員会の「総局間コンサルテーション（ISC）」に付されることとなる。総局間コンサルテーションに、政策案とともに提出される説明文書には、「規制影響分析」の概要（検討対象となる代替案、それらの経済的・環境的・社会的影響、及び「規制影響分析」報告書を閲覧できるインターネットの URL）が記載される。

なお、この「総局間コンサルテーション」の終了後、政策案と「規制影響分析」に対して、特定の欧州委員（Commissioners）によって構成される「委員グループ」による検討が行われることがある。

そのような検討が終了すると、政策案と「規制影響分析」報告書は、欧州委員の合議体である「欧州委員協議会」（College of Commissioners）へと提出され、欧州委員会としての意思決定に付されることとなる。

このようにして欧州委員会としての意思決定過程を経た政策案及び「規制影響分析」報告書は、関係機関に送付されるとともに、インターネット等により公表される。

■制度見直し

このような EU の欧州委員会にて実施されている規制影響分析に関連する近年の動向として、「行政費用」額算定制度の導入、及び「規制影響分析委員会」の設置がある。

□「行政費用」額の算定及び公表

まず 2005 年に実施された改革として、産業界等に「行政費用／行政負担」(Administrative Cost/Administrative Burden) を課すような立法措置に対して、その「行政費用」の金額規模を、共通の手法によって算定することが各総局に求められるようになってきている。これは、主要な立法に伴って発生する「行政費用」額を明確にして公表するとともに、その削減を目指すものである。

ここで言う「行政費用」とは、「法によって課される情報提供及び報告の義務を遂行するために産業界等に発生する費用」と定義づけられており、欧州委員会による立法及び実施プロセスの中で、「同じような情報・データ」を複数の総局からそれぞれ何回も、それも必要以上の詳細さにて提出を求められることが産業界等にとっての負担となることから、共通の手法によってそれら費用額を明らかにして公表するとともに、その削減目標値を設定してそのような負担を削減しようとしている。

これまでも、「規制影響分析」における費用面の分析にて、このような行政費用の算定は実施されてきているが、今次の改革ではそれを更に強化しており、欧州委員会（ひいては加盟国）で統一的な算定手法を導入しようとしていることに加えて、その額の削減に関する「共通目標」（2012 年までに 25% を削減）を設定している。

なお、このような「行政費用」額の削減への制度的な取り組みは、オランダ・英国等の EU 域内諸国において始められたものが、EU レベルに波及したものである。

図表 「行政費用の削減」に関する原則

- ◆ 「報告頻度」を必要最小限（法目的を実現する上での最小限）の水準まで削減
- ◆ 「同様の報告を何度も要求していないか」「同様の情報を重複して要求していないか」をレビュー
- ◆ 現状紙ベースで報告させている場合は、「電子ベース」「ウェブベース」での情報提供に転換
- ◆ 「閾値」の設定や、サンプル対応等により、中小企業への報告義務を軽減
- ◆ 「リスク分析」を行って、報告義務の対象企業を厳選
- ◆ 当初の情報報告義務の発生時点からの状況変化を踏まえ、必要な情報のみ報告を要求
- ◆ 複雑な法体系を産業界等が容易に理解できるような説明の実施

資料) 「欧州連合における行政費用の削減に向けての行動計画」（2007 年 1 月）

②事前審査機能

欧州委員会における「規制影響分析」の実施枠組みの中で、事前審査機能を果たしているのは、a) 各総局「評価担当ユニット」による質の確保機能、及び b) 2006 年に新設された「規制影響分析委員会」による個別審査である。

■各総局の評価担当ユニットによる質の確保機能

各総局にある「評価担当ユニット」は、各総局が実施する各種政策評価の質を確保すること（to ensure high quality）をミッションとしており、「規制影響分析」に関しては、総局内で作成する「規制影響分析」をその作成過程から支援するとともに、完成した分析案に対してその内容をチェックした上で、ユニット長が承認（approval）の署名をしている。このように、「評価担当ユニット」は、実態として「規制影響分析」の内容を審査するとともに、その内容の改善を行って評価の質を確保するという意味で、事前審査機能を果たしていると考えられる。

■規制影響分析委員会（IAB）による個別審査

欧州委員会にて作成される規制影響分析の事前審査機能を果たすのが、2006 年に新たに設置された「規制影響分析委員会（IAB）」である。これは、2006 年の改革にて、欧州委員会にて実施される「規制影響分析」の「質の向上」を目的として、欧州委員会の委員長（President）の直轄部署として委員会内に設立されたものである。「規制影響分析委員会」は、各総局で作成された「規制影響分析」案が総局間コンサルテーションに付される前に「評価の質」の観点から個別に審査を実施して、改善勧告を各総局に行うことで、「規制影響分析」の質の確保を行っている。

【構成】

「規制影響分析委員会」は、欧州委員会内の総局の中から選定・任命される合計 5 名の委員にて構成される。各委員の任命期間は 2 年間であり、任期更新が可能である。5 名の内訳は、事務総局から 1 名と、4 総局（経済・社会・環境分野）から各 1 名である。

「規制影響分析委員会」の委員は、自らの所属する総局から独立した立場から、各総局の作成する「規制影響分析」の質の確保に関してその専門能力を発揮することが求められる。その意味では、各委員は自らの帰属組織ではなく、個人の能力・専門性を基に活動する。そして、帰属総局が作成する個別の「規制影響分析」には関与してはならず、また総局の側も自局の委員会メンバーに指示を与えてはならない。なお必要に応じて、「規制影響分析委員会」は外部専門家からの支援を受けることができる。

- ・ **事務総長代理 (Deputy Secretary General)** : 「より良い規制」の担当である事務総長代理が就任。「規制影響分析委員会」の議長を務める。
- ・ 「規制影響分析」の主たる分析対象である「経済」「社会」「環境」分野の **4 総局** (経済・金融総局、雇用・社会問題・機会均等総局、企業・産業総局、環境総局) : これら 4 総局から各 1 名。Director クラスの事務官僚 (permanent officials) が就任。代理人の任命も可能であるが、ユニット長レベル以上であることが求められる。

【審査の視点】

「規制影響分析委員会」による「規制影響分析」の審査は、「基準への適合性」「分析深度の適切性」「分析・データの信頼性」の 3 つの観点から行われる。

- 「規制影響分析」は、欧州委員会のガイドラインやその他合意された基準に沿って実施されているか
- 「規制影響分析」の分析の程度 (詳細さ) は、提案されている規制案が潜在的にもたらす経済面・社会面・環境面の広範な影響度合いに照らして、釣り合い (proportionate) がとれているか
- 「規制影響分析」の各代替案の分析に使用されるデータ及び適用される手法・ツールの、信頼性は十分か (sufficient quality)

【アウトプット】

「規制影響分析委員会」の主たるアウトプットは、以下の 3 種類である。現時点で既に作成され公表されているのは、「意見書」である。「規制影響分析委員会」は、必要に応じて (if considered necessary) 各総局に「規制影響分析」の再提出を要求することができる。

「規制影響分析委員会」のアウトプットである「意見書」等には拘束力はない。しかし同委員会の「意見書」は、欧州委員会におけるその後の意思決定過程を通して、「規制影響分析」報告書とともに、政策案に添付される。このようなことから、2007 年 2 月時点で行ったインタビューによれば、実務的に各総局は「意見書」を無視し得ないのではないかと、欧州委員会の評価担当ユニット長は答えている。

□意見書 (opinions)

個々の規制影響分析の審査結果として示される文書

□プロンプト・レター (prompt letters)

明示的には「規制影響分析」の対象となっていない発議に対して、事務総局長の要請による検討に基づいて、「規制影響分析」の実施を該当総局に勧告する文書

□委員会を代表した議長公式声明 (formal notes from the Chair on behalf of the Board)

(詳細不明)

【意思決定】

「規制影響分析委員会」の委員は、上記 3 種類のアウプットの作成にあたり、「コンセンサス」にて意思決定しうるよう努めなければならない。もし投票によって意思決定する必要がある場合には、出席者の単純過半数にて決定することとなる（同点の場合は議長に決定権がある）。

【意見書の構成と様式】

「規制影響分析委員会」が審査した個々の「規制影響分析」に対して同委員会として作成する「意見書」は、以下のような構成と様式により作成されて公表される。「意見書」の主たるメッセージは、このうちの「ポジティブな側面 (Positive Aspects)」及び「改善に向けた主要な勧告 (Main Recommendations for Improvements)」の項目にて記述されることとなる。

これまでの公表事例の場合には、いずれも「意見書」全体で 2~3 頁と簡潔な記述となっている。ただし、「改善に向けた主要な勧告」欄には、ただし書き（説明書き）が付されており、そこには「技術的なコメントは担当総局に別途、直接送付する」旨、記されている。したがって、公表される意見書の他に、技術的かつ具体的な指摘が行われている模様であるが、その具体的内容や実施動向等は公表されていないため、不明である。

図表 「規制影響分析委員会」による「意見書」の様式

公表日： 文書番号：
<u>意見書 (Opinion)</u>
「規制影響分析」の名称 (Title)： 作成総局 (Leading DG)：
1) 「規制影響分析委員会」の意見 (Impact Assessment Board Opinion)
(A) 概要 (Context)
(B) ポジティブな側面 (Positive aspects)
(C) 改善に向けた主要な勧告 (Main recommendations for improvements)
(D) 手続及び発表 (Procedure and presentation)
2) 「規制影響分析委員会」の審査プロセス (IAB Scrutiny Process)
・ 参照番号 (Reference number)
・ 作成総局 (Author DG)
・ 外部専門家 (External expertise used)
・ 委員会会合開催日 (Date of Board Meeting)
・ 意見書採択日 (Date of adoption of Opinion)

資料) 欧州委員会・規制影響分析委員会が作成し公表した実際の「意見書」を基に作成

③メタ評価機能

欧州委員会の各総局が作成する「規制影響分析」に対しては、例えば英国会計検査院 NAO が実施しているような「メタ評価（＝評価の評価）」は実施されていない（同委員会に確認済み）。¹⁹

④モニタリング・事後評価機能

また、欧州委員会においては、「規制影響分析」に対する、その後のモニタリング及び事後評価も、厳格な意味では実施されていない。

欧州委員会の各総局（DG）内にある「評価ユニット」は、各総局にて実施される政策に対する政策評価（事後評価）の実施も所掌している。したがってこれらの評価ユニットにて、主要な政策案の事後評価が実施され、その枠組みの中で、『「規制影響分析」が実施され、またその後に採択されて実施された政策案』を対象とする事後評価が実施されているが、またその際に「規制影響分析」にて用いられたデータや分析が「ベースライン」として使用されるが、しかし、「規制影響分析」そのものに対する事後評価（費用・便益の事後検証等）は実施されていない状況である。

その要因としては、欧州連合（EU）における実務として、欧州委員会にて発議され決定された政策案（すなわち、「規制影響分析」が対象としている政策案）の内容は、その後、欧州連合の意思決定機能を果たす「EU 理事会（EU Council）」及び「欧州議会（European Parliament）」における検討過程を経る中で修正されることが多く、その結果として、「規制影響分析」が対象とした政策案と EU にて最終的に採択される政策とは大きく異なっているために、事後検証できないことが多いという点が挙げられる。このようなことから、欧州委員会による「規制影響分析」を対象とした事後評価を実施することの可能性が低くなっている。

¹⁹ なお、厳密な意味では「メタ評価」ではないが、「評価制度に対する評価」として、欧州委員会における「規制影響分析」システム全体に対する調査報告である「欧州委員会の規制影響分析システムの評価（Evaluation of the Commission's Impact Assessment System）」が欧州委員会事務総局によって実施されている（実際には外部機関への委託により実施）。